

Title	欧洲戦時の中央銀行
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.2 (1915. 2) ,p.135(27)- 161(53)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150201-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

心の足らなかつたことを今回の戦亂に於て痛切に感じて居るのではあるまいかと、他所ながら推察せざるを得ない。要するに、英國が今後獨逸の科學萬能主義に學ぶ可き點は、蓋し少小であるまいと思はるゝ。英吉利帝國の汚隆興廢が今回の世界大戦の勝敗如何に關係するもの大なるは申迄もないのである。(大正四年一月四日稿了)

歐洲戦時の中央銀行

堀江 歸一

本論に於ては、歐洲戦時に於ける交戦諸國の中央銀行に關する諸問題例へば銀行利率の變動、銀行紙幣并に正貨準備の増減、戦時特殊の營業方法等に就て、論述することを期したり。然も中央銀行中、戦時營業報告の發表を中止したるものあり、又營業報告の發表を繼續するものに於ても、戦時に於ける特殊の營業方法の明ならざるものあるが故に、充分に各國中央銀行に亘りて、比較研究を試みる能はざるを遺憾とす。立論叙事の足らざる所は他日を以て補正するの機會ある可し。曩に公にしたる小著「歐洲戦時の經濟財政に於ける叙事にして、本論と矛盾するものあれば本論の叙事を以て、正しきものと認められんことを希望す。

第一 銀行利率

伊太利銀行の銀行利率には異動なきを以て、羅馬は本表より之を除外す。之を時局の経過に徴するに、埃匈國が塞耳比亞に對して、宣戰を布告したるは、七月二十八日なるが、當時他の諸國が兩國の開戰に對して、取る可き態度は未だ世上に公表せられず、獨逸が佛露兩國に對して、最後通牒を送致したるは、七月三十一日にして、又英國が獨逸に對して、宣戰を布告したるは、八月四日なり、然るに前表に示す如く、諸國の間に平和の破裂する以前に於て、諸國中央銀行の銀行利率に變動を惹起すこと斯く急劇なりしは、要するに開戰前に於て、金融市場に發生したる動搖に應じ、又開戰の曉に當然發生す可き動搖に處するの必要に出でたるものと認めざる可からず。

第二 銀行紙幣

歐洲諸國中央銀行の紙幣は開戰後銀行利率の動搖すると相俟つて、著しく増發せられて、其發行高を増加したり、今左に開戰前并に開戰後各月中旬に於ける發行高を表示す。

	一九一四年 七月下旬	同 八月中旬	同 九月中旬	同 十月中旬	同 十一月中旬
英國銀行	五五、二二、四〇五	五五〇、六九二、二一五	六六、四八四、三二五	七七、〇六七、二五〇	八七、二二八、〇五五
佛蘭西銀行	二六七、三二七、〇〇〇	—	—	—	—
白耳義銀行	三九、〇五六、〇〇〇	五一、八〇〇、〇〇〇	—	—	—
獨逸帝國銀行	九四、五四五、〇〇〇	一九四、〇九六、〇〇〇	二〇三、六八〇、〇〇〇	二〇三、〇五九、〇〇〇	二〇三、〇〇〇、〇〇〇
奧匈國銀行	八八、七四〇、〇〇〇	—	—	—	—
露西亞銀行	一六三、四一一、〇〇〇	三三二、一〇六、〇〇〇	三五五、三五七、〇〇〇	三九九、七四八、〇〇〇	三七八、一一二、〇〇〇

佛蘭西銀行、埃匈國銀行は開戰と相前後して、報告の發表を中止し、白耳義銀行の報告も亦八月六日の分を最終とし、其後の報告は之を知る能はず。唯佛蘭西銀行に於ける紙幣發行高并に正貨準備に關しては、時々同國大藏卿の世間に公表するものあり、就て見るに、同銀行の紙幣發行高は開戰以來漸次増加し、十月一日に於ては、九十二億九千九百萬法(英貨換算三億七千九百九十六萬磅)の多きに達したりと云ふ。蓋し佛蘭西銀行の紙幣發行高は最高額制限法に據るものにして、從來六十八億法を以て、發行額の制限としたるが、開戰と前後して、此制限は百二十億法に擴張せられ、而して戰時必要に應じて、徐々新制限に近き程度まで、紙幣の増發せられつゝあ

ることを認むるを得べし。

英蘭銀行は平生其發行部に於て、保護準備法定制限額(千八百四十五萬磅)と同額の保證準備を備へて、同準備の紙幣を發行し、紙幣の伸縮は一に發行部に於ける正貨準備の増減に依て、之を律せしむるを以て、年來の常則とす。開戦の當初英國は、千九百十四年通貨并に銀行紙幣法(The Currency and Bank Note Act, 1914)なるものを制定し、其第三條第一項に於て「英蘭銀行并に愛蘭蘇格蘭の發行銀行當局者は隨時大藏省の認可を経るときは、其認可に伴う條件の下に、法定の制限を超過して、紙幣を發行するを得ることを規定したり。從來英蘭銀行が保證準備制限外の紙幣發行を爲すや、政府は常に緊急勅令を以てし後日に至りて議院に責任解除を求めたるが、今回は特に法律を以て認可を與へたり。然も英蘭銀行は遂に保證準備の法定額以上に同準備の紙幣を發行せず、一に正貨準備の増減に依て、紙幣の伸縮を律し、以て今日に至るを得たり。前表に示せるが如く、八月中旬に於ける英蘭銀行の紙幣發行高が開戦前に比較して、減縮したるは、開戦の當初一二旬間、正貨に對する取付内外に發生して、正貨準備に減少を來したる結果なると同時に、其以後發行高の増加したるは、亦正貨準備の増殖したる結果に外ならざるなり。

佛蘭西銀行の紙幣發行制限額が開戦當時擴張せられたること前記の如し。他の諸國の銀行紙幣發行法に於ては、保證準備の紙幣發行高に一定の制限の存するのみにして、正貨準備の發行額には何等制限の付せらるるものなし。而して今回の事變に於て、諸國の中央銀行保證準備制限には特に法律命令等を以て、擴張を加へられたるの事實に接せず、然も獨逸の如き開戦と同時に、保證準備制限外の發行に對して、從來賦課せられたる五分の發行税を免除することゝしたり。蓋し千九百九年改正の現行銀行法に於ては、帝國銀行の保證準備發行額は五億五千萬馬克を以て、其制限とし、之を超過する保證準備發行に對しては、總て五分の發行税を賦課す可く、唯毎回小半季末に於て、二億馬克を限り、制限外無税發行を許容するの特例を設け、以て帝國銀行をして同時期に於ける金融の季節的緊縮を調節せしむることゝしたるのみ。然るに今回開戦と同時に、制限外發行に對する課税を全廢すること前記の如く爲るに於ては、爲めに紙幣の増發を助長するは勿論にして、斯の如きは間接に紙幣發行制限を擴張したると結果を一にするものと見る可し。

歐洲交戦諸國は開戦と相前後して、中央銀行の正貨兌換を停止し、以て年來吸收蓄積したる正貨準備の外に散逸するを防止するの手段に出でたり、然も此間に於て、獨り英蘭銀行は正貨兌換を繼續して、終始渝る所を見ざりしのみならず、後節に於て説明する如く、正貨を吸収して、益々兌換制度の基礎を鞏固ならしむるを得たり。

英國は政府自ら額面一磅并に十志の政府紙幣を發行し、以て小額面通貨に對する需要に應ずることゝしたるが故に、英蘭銀行の紙幣額面は從來の如く五磅に維持せられて、何等改正の加へらるるものあるを見ず。獨逸に於ては、小額面の貸付金庫證券(始め五馬克を最低額面とし、後に之を一馬克に低下す)の發行せられたる爲めに、帝國銀行の紙幣額面には毫も改正を施さず、佛蘭西銀行は特に額面二十并五法の紙幣を發行したり。蓋し英佛兩國に於て斯る小額面紙幣の發行せられたるは、開戦の前後、國民の間に正貨を保藏せんとする風潮の漸く盛ならんとする一方に、小額面通貨の不足せる事實に顧み、流通上便利なる小額面紙幣を發行して、以て中央銀行に正貨を吸収集中せしむるの企劃に基けるものと解釋するを得べし。

銀行紙幣の流通效力に就ては、近年諸國は多く銀行紙幣に法貨たるの資格を賦

與したるを以て、今回の事變に際して、特に此點に改正を加ふるを必要とせざりき。唯獨逸に於ては、千九百九年の銀行法の下に、帝國銀行の紙幣に對してのみ、法貨たるの資格を賦與し、同銀行以外に現存する四箇の發行銀行即ち私立發行銀行の紙幣には此資格を賦與するに至らざりしが、今回開戦と同時に、私立發行銀行の紙幣にも此資格を賦與することゝしたり。是れ即ち正貨兌換停止の後に於て、銀行紙幣の流通を圓滑にし、以て其流通價格を維持せしむるの必要に基けるものにして、兌換停止に伴う當然の處置なりとす可し。

第三 正貨準備

交戦諸國の中央銀行は開戦と同時に、既存の正貨準備を留保し、又新に正貨を吸收して、以て準備の増殖を期圖したるものゝ如く、而して此種の企劃は或る程度まで其効果を奏したるの跡あり。

英蘭銀行は平生正貨の出入を自由にし、銀行利率引上の外に、特に人爲的手段を用ひて、以て其出入の狀況を控制せず、今回の戦争に於ても、亦大體に於て、正貨の出

入を自由にしたるが故に、始め歐洲諸國外交の關係紛糾し、大陸諸國の中央銀行が開戦の已むを得ざる情を察して、正貨の吸收蓄積を計畫するや、英蘭銀行は自ら外國より正貨を取付けられ、内地に於ける正貨の取付と相俟つて、一時正貨準備に減少を見るを免かれざりき。同銀行が七月三十日より八月一日に至る三日間に於て、銀行利率に急劇なる引上を加へたるが如き、斯る正貨の取付に對抗して、正貨準備を擁護するの必要に出でたるものと解す可く、而して斯る銀行利率の引上は歐洲大陸諸國より來る正貨の取付を抑制すると同時に、米國阿非利加其他の方面より正貨を吸收するの効果を發揮し、爾後續々正貨準備の増加を致して、兌換制度の基礎を鞏固ならしむるを得たり。左に七月下旬以降最近に至る英蘭銀行正貨準備紙幣發行高并に兩者の比率を掲ぐ。

紙幣發行高	正貨準備	兩者の比率	
七月二十九日に終る一週間	五五、一二一、四〇五	三六、六七一、四〇五	六、六五
八月五日に終る一週間	四四、四九一、〇七〇	二六、〇四一、〇七〇	五、八五
八月十二日に終る一週間	五〇、六九二、二一五	三二、二四二、二一五	六、三六
八月十九日に終る一週間	五五、六三七、八七〇	三七、一八七、八七〇	六、六八

八月二十六日に終る一週間	六一、一九二、八七五	四二、七四二、八七五	六、九八
九月二日に終る一週間	六五、五〇一、〇七五	四七、〇五一、〇七五	七、一八
九月九日に終る一週間	六五、二二九、二〇五	四六、七七九、二〇五	七、一八
九月十六日に終る一週間	六六、四八四、三二五	四八、〇三四、三二五	七、二二
九月二十三日に終る一週間	六九、四七七、七〇〇	五一、〇二七、七〇〇	七、三四
九月三十日に終る一週間	七〇、七六七、八八五	五二、三一七、八八五	七、三九
十月七日に終る一週間	七四、六三〇、二八〇	五六、一八〇、二八〇	七、五二
十月十四日に終る一週間	七七、〇六七、二五〇	五八、六一七、二五〇	七、六〇
十月二十一日に終る一週間	七七、九四七、五九〇	五九、四九七、五九〇	七、六二
十月二十八日に終る一週間	七九、八一二、〇八〇	六一、三六二、〇八〇	七、六八
十一月四日に終る一週間	八七、三九〇、五七〇	六八、九四〇、五七〇	七、八八
十一月十一日に終る一週間	八七、一二八、〇五五	六八、六七八、〇五五	七、八八
十一月十八日に終る一週間	九〇、四六八、三〇〇	七二、〇一八、三〇〇	七、九六

千九百十四年七月二十二日に終る一週間の英蘭銀行報告に據るに、同銀行發行部に於ける正貨準備は三千八百五十六萬四千四百十磅に上れるに、其後漸次減少し、八月五日に終る一週間に於て、二千六百四萬一千七十磅に下るに至れり。然も同週以後の報告に徴するに、毎週常に若干の増加を呈し、九月下旬に於ては、五千萬磅

臺に、十月下旬に於ては、六千萬磅臺に達し、遂に十一月中旬に於て、七千萬磅を超過する空前の金額を示すことゝ爲れり。斯の如きは、英蘭銀行が開戦後正貨に對する取付の徴候の現はるゝと同時に、急劇に銀行利率を引上げ、正貨の外國に取付けらるゝことを防止すると共に、之を外國より吸収するに力を致したる政策の效果の實際に發、現し來れることを示すものにして、試に右報告發表と同時に於て、英蘭銀行が外國より正貨を吸収し、又外國に正貨を取付けられたる高を表示すれば、左の如し。

受 入	取 付
七月二十九日に終る一週間	六九三、〇〇〇 ^{磅高}
八月五日に終る一週間	一、五一三、〇〇〇 ^{磅高}
八月十二日に終る一週間	四四二、〇〇〇
八月十九日に終る一週間	二、九七〇、〇〇〇
八月二十六日に終る一週間	三七、五〇〇
八月三十一日に終る一週間	三、四〇二、〇〇〇
九月二日に終る一週間	四、三三四、〇〇〇
九月九日に終る一週間	一、三七三、〇〇〇
九月十六日に終る一週間	一、一九一、〇〇〇
	二、三、〇〇〇
	一、七二二、〇〇〇

九月二十三日に終る一週間	二、七二四、〇〇〇
九月三十日に終る一週間	二、八四六、〇〇〇
十月七日に終る一週間	四、七八六、〇〇〇
十月十四日に終る一週間	三、〇五四、〇〇〇
十月二十一日に終る一週間	四、五四五、〇〇〇
十月二十八日に終る一週間	三、三一五、〇〇〇
十一月四日に終る一週間	九、四四一、〇〇〇
十一月十一日に終る一週間	一、〇九九、〇〇〇
十一月十八日に終る一週間	四、〇〇七、〇〇〇

斯く正貨の受入高漸く其多きを告げ、英蘭銀行の正貨準備亦益々豊富なるに至れるを以て、同銀行は九月九日に終る一週間に於て、正貨受入高并に正貨準備の一部を政府紙幣勘定 (Currency Note Account) に移して、以て政府紙幣の兌換を鞏固ならしむるの方針に出で、以來毎週同勘定に移したる正貨の高左の如し。

九月九日に終る一週間	三、〇〇〇、〇〇〇 ^磅	十月三十一日に終る一週間	三、〇〇〇、〇〇〇 ^磅
九月十六日に終る一週間	五〇〇、〇〇〇	十月二十八日に終る一週間	一、〇〇〇、〇〇〇
九月二十三日に終る一週間	五〇〇、〇〇〇	十一月四日に終る一週間	一、〇〇〇、〇〇〇

九月三十日に終る一週間

五〇〇、〇〇〇

十一月十一日に終る一週間

一、〇〇〇、〇〇〇

十月七日に終る一週間

五〇〇、〇〇〇

十一月十八日に終る一週間

一、〇〇〇、〇〇〇

十月十四日に終る一週間

五〇〇、〇〇〇

今前記の諸計算を總括するに、左の如し。

正貨受入高

五八、一〇一、〇〇〇^磅

同 取付高

四、五八一、〇〇〇

政府紙幣勘定交付高

一二、五〇〇、〇〇〇

差引純受入高

四一、〇二〇、〇〇〇

然るに同一時期に於て、英蘭銀行の正貨準備は三千六百六十七萬一千四百五磅より七千二百一萬八千三百磅に増加し、増加額三千九百三十四萬六千九百九十五磅に止まれり。上記純受入高と此正貨準備増加額との差五百六十七萬三千五百磅は大體に於て内地流通又は保藏の目的等より取付けられたる金額と認むるを得べし。七月下旬より八月中を通じて、英蘭銀行の取付けられたる正貨が四百五十八萬一千磅に上れることは曩に掲げたる所なるが、更に之を其流出したる國に依て區別するに、佛蘭西に流出したる高百七十一萬六千磅、白耳義に流出したる高九萬一

千磅にして、之に瑞西其他大陸諸國に流出したる高を加ふるときは、全體の一半に上らんとす。佛白兩國が歐洲開戦の曉に、當然交戦の地域たる可く、又獨逸軍隊の侵入を蒙る可きは、七月下旬より略ぼ一般に想像せられたる事實に屬し、英蘭銀行にして、一旦是等諸國に向つて、正貨を散逸せんか、尋常の手段を以て、之を回収するを必ず可からず。英蘭銀行が異常の程度に於て、銀行利率の引上を敢行し、一磅の正貨すら、其外國に散逸するを許さざる態度に出でたる所以亦此般の事情に依て、之を了解するを得べし。

次に英蘭銀行が外國より受入れたる金貨は何れの方面に之を求めたるか。七月二十三日より十一月十八日に至る間、南阿より流入したる金は二千四百十九萬五千磅、合衆國より流入したる金は二千四百五十一萬八千磅にして、流入額全體の九割強は實に兩地方の供給に係ることを知る可く、英國が往年巨資を投じて、南阿を領有し、以て金の供給を安全にしたるの所以自ら明なると共に、合衆國が今回の歐洲戦争に對して、局外中立の地位に居り、英國に金を供給するを辭せざりしこと、英國金融市場の安全を維持するに資する所少なからざりしを斷するに難からず。

英蘭銀行が八月一日を以て、一割の高率に引上げたる銀行利率を八月六日六分に、八月八日更に五分に引下げたるが如き、要するに正貨の受入高漸く増加し、今後續ひて受入高の超過す可き趨勢の歴然たるものあるに至れるの結果に外ならざるなり。

英國以外の諸國に於ける中央銀行の正貨準備増減若しくは正貨出入の狀況に就ては、材料不備にして、英蘭銀行に關すると同一程度の調査を試みる能はず。思ふに歐洲大陸諸國の中央銀行が開戦と前後して、正貨の未だ散逸せざるの時に、早く正貨兌換を停止したるは、正貨準備を銀行に留保するの目的に出でたるものと認め可く、而して此企劃は或る程度まで效を奏し、正貨準備の減却する勢を防止するを得たるが如し。即ち佛蘭西銀行の如き、七月二十三日に於ける金貨準備四十一億四百四十萬法(外に六億三千九百六十二萬五千法の銀準備あり)同三十日に於ける金貨準備四十億四千百三十五萬法(外に六億二千五百三十二萬五千法の銀準備あり)なりしが、其後大藏卿の公表したる所に據るに、十月一日に於ける金貨準備は四十億九千二百萬法にして、開戦當時に比較して、數千萬法を増加したるの計算と爲

り、露西亞銀行の金貨準備も開戦前十六億百十四萬ルーブルなりしに、十月下旬に於ては、十六億二千二百九十一萬ルーブルに増加したり。而して獨逸帝國銀行に至つては、正貨準備増加の勢更に甚だしく、試に開戦以來今日に至る數期間の報告と千九百十三年十一月七日の報告とを比較するに、各種正貨準備の金額に左の如き異動を生じたり。

	一九一四年 八月二十二日 千馬克	同 八月三十一日 千馬克	同 十一月七日 千馬克	一九一四年 十一月十四日 千馬克	一九一三年 十一月七日 千馬克
金貨	一、五二九、七八〇	一、五五六、五〇〇	一、八八五、四二〇	一、九一五、九六〇	一、二二五、三八〇
銀貨	六六、三六〇	八二、二八〇	三六、一六〇	四〇、三〇〇	二六、六四四
政府紙幣	一一八、五八〇	一八三、一六〇	八五九、二二〇	七五八、〇四〇	四、二七〇
合計	一、七一四、七二〇	一、八二一、九四〇	二、七八〇、八〇〇	二、七一四、三〇〇	一、二四六、一九四
紙幣發行高	三、九九九、九六〇	四、一三八、〇六〇	四、〇八四、八四〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇一八、二〇〇

佛、露獨諸國中央銀行の正貨若しくは、金貨準備の増加したるは、是等銀行が勉めて、民間に散在する金貨を吸収して、之を銀行に集中したることを以て、一の原因とす可く、佛國に於ける小額面紙幣の發行の如き、斯る金貨蒐集の處置に資するものありしや、論を俟たず、而して獨逸帝國銀行の金貨準備に特に著しき増加を告げた

るは政府が金銀貨金銀塊の形態に於て、保藏したる帝國非常基金を帝國銀行に預託したるの結果に歸す可し。帝國非常基金中金貨金塊を以て、保藏せらる可き高は舊來一億二千萬馬克を以て、定額としたるが、千九百十三年の財政改革法に於て、更に之を倍加し、又同額の銀貨を加重することゝ爲り、同年末に於ける金貨金塊の保藏額は既に一億九千八百萬馬克に達したりと云へば、其預託に依て、帝國銀行の金貨準備が増加するは、之を想像するに難からず。此以外に或は帝國銀行が内國に流通する金貨を吸収し、又は外國より金の移入を促して、以て正貨準備を擁護するの便を得たるものある可しと雖も、其額の幾何に達するやは、今日之を知る能はず。

正貨準備の所在に就て、各國の中央銀行が今回の戰亂に臨んで、如何なる新政策を施せるや、盡く明なるを得ず、今日に至るまで、此點に就て新例を開きたるものは、即ち英蘭銀行なり。蓋し英蘭銀行に關する現行の條例に於ては、正貨準備の所在に就て何等規定するものあるを見ず。同銀行が年來造幣局に輸納中の金地金即ち銀行橋外に在る金地金を正貨準備の一部として計算するを妨げざりしが如き、畢竟正貨準備の所在を銀行の金庫に限る規定の存せざりしに基くものに外ならず。

然らば此年來襲用せる方策の適用せらるゝ範圍を擴張し、英國本土の領域外に正貨準備を預託するが如き、固より條例の豫期したる所に非ずとするも、尙ほ之を以て條例に違反したる所業を以て目す可きに非ず。茲に於てか、今回の戰亂に際し、海上運送に於ける危険の發生と共に、保険料昂騰して、金貨の輸送に多額の費用を要し、英國は前表に示す如く、南阿并に合衆國より多額の金貨を吸収するの地位に立ちながら、前記の事情に伴ひ、其輸送に困難を訴ふるの事實を生ずるや、之に對抗する爲め、八月中旬以後、英蘭銀行は其合衆國方面より吸収する金貨を加奈陀領オツタワに置き、標準品位の金地金一オンスに付き七十七志六片を以て、イーグル金貨は同上七十六志半片を以て、其買入價格とし、斯くて吸収したる金貨は之を加奈陀大藏省の保管に屬せしめ、英蘭銀行の金貨準備の一部分を本國に輸送せず、其吸収せらるゝ地方又は其近傍に置き、依て以て輸送費并に輸送上の危険を除却し、金貨の吸収を便宜ならしめ、又斯く吸収したる金貨を爲替資金として、英米間爲替相場の確實を期することゝし、續ひて南阿非利加ヨハネスブルグにも同一の金貨預託所を設立するの處置に出でたり。今、右金貨吸収并に保管に就て、加奈陀政府の發し

たる公文を掲ぐるに、左の如し。

送付せらるゝ金貨は總て箱に包藏し、オッタツに於ける加奈陀大藏大臣に宛つ可く、其内容を詳記し、又英蘭銀行の爲めに預託することを記述したる書狀を添へざる可からず。送付す可き金貨の最低額は之を二萬弗とし、右金額は倫敦に於て何人に支拂はる可きものなるやを指定す可く、價格は標準品位地金一オンスに付き七十七志六片、イーグル金貨一オンスに付き七十六志半片とす。

ソツエレイン金貨は之を送付する人が是等金貨の標準量目を有すること、即ちソツエレイン金貨は百二十二グレイン五、半ソツエレイン金貨は六十一グレイン二五の量目を有することの保證を供へたる場合に、領收せらる可く、英蘭銀行は倫敦に於て、運賃并に保險料として、一磅に付き三片を控除したる割合を以て預託せられたる金貨の支拂に應ず可し。

次に南阿に開設せられたる金貨預託所に關する規定の要項を擧ぐるに左の如し

- 一、英蘭銀行はヨハネスブルグ其他南阿政府の指定する場所に同銀行勘定を開始し、同所に提供せられたる金地金は標準品位一オンスに付き七十七志九

片の價格を以て、之を买入可し。

- 二、南阿政府の大藏大臣は右金地金を英蘭銀行の勘定を以て、阿非利加銀行會社 (The African Banking Corporation) 南阿國民銀行 (The National Bank of South Africa) 及び南阿スタンダード銀行 (The Standard Bank of South Africa) に預託す可し。
- 三、英蘭銀行は右金地金に對し、前記諸銀行の一に於ける公認金地金品位證明者の證明する價格の九割七分に相當する高を倫敦に於て拂渡し、殘額は倫敦に於て、金地金引渡の際之を交付す可し。
- 四、倫敦に於て、金地金を引渡すまでの諸費用は預託者の負擔とす。
- 五、南阿大藏大臣は預託者の姓名、預託銀行の名、倫敦に於て支拂を受く可き者の姓名を在倫敦南阿事務委員會經由の電報を以て、英蘭銀行に通告し、英蘭銀行は此通告を得たるときは、直に其支拂を爲すものとす。

第四 營業方法

歐洲諸國の中央銀行が戦時に於ける金融市場の要求に應ずる爲め、營業上に臨

機の處置を施し、資金融通高を増加したるは、論を俟たず、平時と同様營業報告を發表しつゝ、ある英獨露三國の中央銀行に就て、資金融通高の増加したる一斑を示せば左の如し。

銀行	七月二十九日 に終る一週間	八月十二日 に終る一週間	九月二日 に終る一週間	十月七日 に終る一週間	十一月四日 に終る一週間
關銀行	七月二十九日 に終る一週間	八月十二日 に終る一週間	九月二日 に終る一週間	十月七日 に終る一週間	十一月四日 に終る一週間
政府預金	一二、七二三、二一七	七、八八九、四九一	二八、六七六、八二八	一七、八五二、三三三	一六、四五〇、九〇四
民間預金	五四、四一八、九〇八	八三、三二六、一一三	一三、八一八、八二六	一六、六四六、七六八	一四、二九三、一二三
政府證書	一一、〇〇五、一二六	二三、〇四一、一五二	二八、〇二三、九七一	二七、九七一、〇八七	一七、二〇四、〇八七
其他證書	四七、三〇七、五三〇	七〇、七八六、五九六	一三、八二〇、六九二	一三、八九四、一四八	一四、九〇四、九二五
支拂準備金	二六、八七五、一九四	一五、五三〇、三八九	三〇、九三四、九五二	四〇、五七八、二二二	五二、一九四、一一三
預金に對する 支拂準備金率	四、〇三	一、五九	一、九〇	二、四六	三、三三
獨逸帝國銀行	七月二十三日	八月十五日	九月七日	十月七日	十一月七日
貸付 割引	一、〇一一、七〇〇	一、二〇四、八〇〇	一、三四五、八〇〇	一、三七五、九〇〇	一、五九五、五二〇
當座 勘定	八〇一、一〇〇	四、六〇六、九六〇	四、七八八、五八〇	三、三四二、九二〇	二、六七六、〇八〇
露西亞銀行	七月二十三日	八月十五日	九月七日	十月七日	十一月七日
貸付 割引	一、〇一一、七〇〇	一、二〇四、八〇〇	一、三四五、八〇〇	一、三七五、九〇〇	一、五九五、五二〇
當座 勘定	九四三、九六〇	二、五五一、七六〇	二、四一八、九四〇	一、九一四、二二〇	一、二八二、〇六〇
預金	六二八、〇六〇	七二五、一四〇	七三一、一四〇	七二八、二九〇	七四八、二六〇

七月二十九日に終る一週間の英蘭銀行營業報告は略ぼ同銀行平時の營業狀態に示せるものと認む可し。今之を開戦以後數箇月中の營業報告と比較して、其異なる所を擧げんが、第一政府貸出金即ち政府證書を以て表示せらるゝ金額の増加したること、第二民間預金并に民間貸出金即ち其他證書を以て表示せらるゝ金額の増加したること、第三政府預金并に民間預金の増加したるに拘はらず、支拂準備金(營業部に於ける紙幣并に金銀貨在高を合計したるもの)之に及ばず、一時却て減少し、開戦後數旬を経て、漸く復舊の緒に就けること等を以て、其重要なるものとせざる可からず。

英蘭銀行に於ける政府證書の増加は始め英國政府が議院の承認を経たる軍事費一億磅に對する財源を調達するに當り、其大部分は大藏省證券の發行に依て收入を得ることとしたるも、尙ほ其證券發行の行はれざる期間に於て、英蘭銀行に借入金を求めたる結果にして、又其借入金が十一月四日に終る一週間の報告に於て減少したるは、借入金償還行はれたるが故なり。民間貸出金即ち其他證書の増加は英蘭銀行が時局に際し、金融市場の必要に應じて、資金を融通したるに基くもの

にして、而して其資金を融通するや、必ずしも普通の方法のみに據らず、戦時特殊の事情に依て起れる金融の硬塞を除却する爲め、八月十二日英蘭銀行は戦時の營業法に就て、政府に申請して、其認可を求め、結局(一)英蘭銀行は八月四日以前引受の手形を所有する者に對し、其手形が同銀行に依て承認せられたるものなるときには銀行利率を以て其所有者の如何に拘はらず、支拂期日前隨時割引すること(二)手形に承認を與ふると否とは、英蘭銀行の意見に依て決定せらるゝも、尙ほ同銀行が普通割引する手形、善良なる商業手形、英國に在る外國、殖民地商會、銀行等の引受けたる手形は之を承認すること(三)斯く割引したる手形が満期と爲りたるときには、英蘭銀行は引受人に對して、適宜支拂猶豫の機會を與へ、右猶豫中は銀行利率より二分高の利子を課すること(四)支拂猶豫の期間は英蘭銀行に於て、大藏省と協議して、決定すること(五)右割引手形に關しては、勉めて既存の債務を繼續するの協定を爲すこと(六)英蘭銀行が以上の處置を爲して、爲めに損失を蒙れるときは、政府に於て賠償に當ることとし、次ひで九月四日引受業者を援助する爲め、同日以後(一)英蘭銀行は手形引受人に對し、其八月四日以前引受到に係る手形の支拂に必要な資金を

融通し、此種の貸出に對しては、當時の銀行利率より二分高の利子を課し、(二)手形引受人が其債權を回収する能はざるるときには、英蘭銀行は戦争終了後一年間を限り貸付金の償還を猶豫することとし、以て手形引受人に對する資金の融通を自由にするの方針に出でたり。

備考。右の外英國政府は十一月三日を以て、外國に有する資金を回収する能はざる爲めに、手形の支拂を全うし、又は業務を繼續する能はざる貿易業者を援助するの目的を以て、斯る手形支拂人をして新に期限六箇月の手形を振出さしめ、大藏省、英蘭銀行并に聯合商業會議所の各代表者より組織せらるゝ委員會に於て之を保證し、支拂人の取引銀行をして、其手形の引受を行はしめ、戦争終了後十二箇月間若しくは裁判所非常權限法の有効期間遂次手形の期限を延長し、手形振出人は引受銀行又は一般市場に就て、手形の割引を求め、一方に額面百磅に付き五志の引受手数料并に一分の費用を負擔し、自己の手形取引に於て有する債權の五割に達するまで、此便宜に浴す可く、斯る取引に依て生じたる損失は國家に於て其七割五分を、引受銀行に於て其二割五分を分擔することゝ爲れりと雖

も英蘭銀行と直接の關係なきを以て、本論に詳説せず。

英蘭銀行の支拂準備金が一時大に減少し、八月十二日に終る一週間の營業報告に於て、一割五分九厘に、次週に於て更に八分六厘の低率に下れるは、畢竟正貨準備に對する取付内外に簇生し、正貨を準備とする紙幣發行高の減縮したる結果、營業部に於ける紙幣在高即ち支拂準備金を減じ、一方に貸付割引の振替に依て預金の膨脹したる關係に出でたるものなるが、其後準備金は漸を遂うて増加し十一月四日に終る一週間に於ては、其金額をして開戦前の二倍に達せしむるを得たり。是れ第三正貨準備の項に於て、説明したる如く、英蘭銀行の正貨準備増加すると共に、同準備紙幣の増發せられたる故を以てなり。

尙ほ英蘭銀行の營業方法に關して、注意を要するは、政府が十一月中旬軍事公債三億五千萬磅の募集を爲すに當り、英蘭銀行は其應募を勸奨する爲め、新公債を擔保とする貸出には、發行後三年間公定利率より一分引の利率を以てし、且つ其發行價格を擔保價格とするの特例を開きたることは是れなり。中央銀行が公債市價維持の目的を以て公債を擔保品とする場合に、之を優遇するの例は他の諸國に於て屢

屢見る所なりと雖も、從來毫も斯る處置に出でざりし英國に於て此事あるは、一の違例とせざる可からず。此特典の結果、公債擔保に對する貸出盛に行はれて、如何に英蘭銀行の資金融通高を膨脹するに至るやは、今日之を知る能はずと雖も、公債の市場に流動するに隨て、此事實を生ずるは、之を想像するに難からざるなり。

獨逸に於ては、開戦の當初、銀行紙幣の正貨兌換を停止し、保證準備制限外發行に對する課税を廢止すると共に、保證準備に供用する商業手形の資格を改正し、從來二箇以上の署名あるを要したるものを一箇の署名を以て足ることとし、以て資金融通の便を開きたり。開戦後九月上旬に至るまで、帝國銀行の貸付割引が著しく増加したるは、斯る方法に依て、市場に對する融通の行はれたると、政府に對する貸出の膨脹したるとに基くものにして、又其後貸出割引の減縮したるは、貸出金庫の設立、全國に亘り、三十億馬克を限度として、商品有價證券を擔保とする貸付證券の貸出を試み、此方面より金融の便を開きて、自ら帝國銀行に對する資金の需要を緩和したることを以て、重なる原因とす可し。現に貸付金庫證券の發行高が十月二十三日に於て、九億四千六百七十四萬馬克に、同三十一日に於て、十一億一千九十三萬馬克に上れるが如き、右の事實を證明するの一資料たる可きなり。